

# 同時配信等に係る権利処理円滑化について 【レコード実演】

---

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 常務理事  
実演家著作隣接権センター 運営委員  
椎名 和夫

## 【要旨】

---

- ・ 同時配信等については、既に集中管理によって円滑な権利処理が実現しており、制度的な手当てを行う必要はない。
- ・ 仮に制度的な手当てを講じる場合にも、実演家に適切な対価が支払われない事態が生じないよう十分に配慮すべき。
- ・ レコードの「ウェブキャスティング（同時配信含む）」に許諾権が適用されることの妥当性については検討の余地があるのではないか。

# 1. 集中管理・放送事業者との契約の実態

---

・ 芸団協CPRAは、放送番組に使用されたレコード実演（商業用レコードに収録された実演）について、同時配信はもちろん、見逃し配信を含むオンデマンド配信についても広く集中管理を実施している。

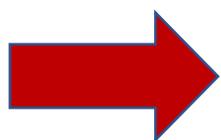
※オンデマンド配信は日本レコード協会が窓口

※放送・有線放送は、芸団協CPRAが唯一の指定団体として集中管理を実施

・ 利用者とは、個別の利用許諾申請を要さない、包括的な利用許諾契約を締結している。

・ 権利者団体に属さない権利者の問題についても、音楽分野は集中管理が高度に進んでいる分野であり大きな問題は生じていない。

→事実、9/4の第1回WTにおいて、放送事業者からレコードの権利処理については優先度の高い問題ではない旨の説明があった。



同時配信等については、既に集中管理によって円滑な権利処理が実現している！

## 2. 放送事業者からの要望事項に対する意見

---

- ・放送番組に使用されたレコード実演の同時配信等については、既に集中管理によって円滑な権利処理が実現している以上、制度的な手当てを行う必要はない。
- ・権利者団体に属さない権利者の問題についても、制度的な手当てを必要とするほどの問題が生じているのか疑問である。
- ・仮に制度的な手当てを講じる場合にも、実演家に適切な対価が支払われない事態が生じないように十分に配慮すべき。
- ・また、W P P Tにおけるレコードの公衆への伝達に該当する利用として報酬請求権の対象となる同時配信と、利用可能化に該当する利用として許諾権の対象となる追っかけ配信や見逃し配信は全く性質の異なる利用であり、しっかりと区別して検討する必要がある。
- ・もっとも、我が国の著作権法上、レコードの「ウェブキャストイング（同時配信含む）」に許諾権が適用されることの妥当性については検討の余地があるものとする。

### 3. その他

---

・我が国は、ウェブキャスト（インターネット放送）はWCT及びWPPT上の利用可能化権が適用されるとの解釈を前提として、平成9年の著作権法改正によって送信可能化権を導入し、ウェブキャストも許諾権が適用されることになった。

※文化庁国際著作権室「WIPO新条約について」コピーライト433号7頁(1997)

・しかしながら、令和元年5月17日付の規制改革推進会議投資等WGにおける配布資料「同時配信に係る著作権処理の円滑化の推進について（文化庁著作権課）」では、インターネット放送は利用可能化ではなく、WPPT第15条（公衆への伝達）に該当するとの解釈を示している。

・ウェブキャストに適用される権利に関する重要な条約の解釈を変更したのであれば、その権利の在り方を見直すべきではないか。その結果、制度的な課題が確認された場合には、これを解消する措置を講じるべきである。

・実演家の立場からの送信可能化権に関する制度的な課題としては、同時配信以外のウェブキャストにおけるレコード利用について、放送とは異なり許諾権が適用された結果、広範な集中管理と実演家への衡平な対価の還元が実現していないことが挙げられる。

・なお、日本レコード協会とウェブキャストの集中管理に係る協議を進めており、仮に現行制度下において広範な集中管理と実演家への衡平な対価還元が実現される場合には上記の制度的な課題は解消するもの認識している。

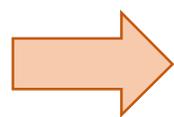
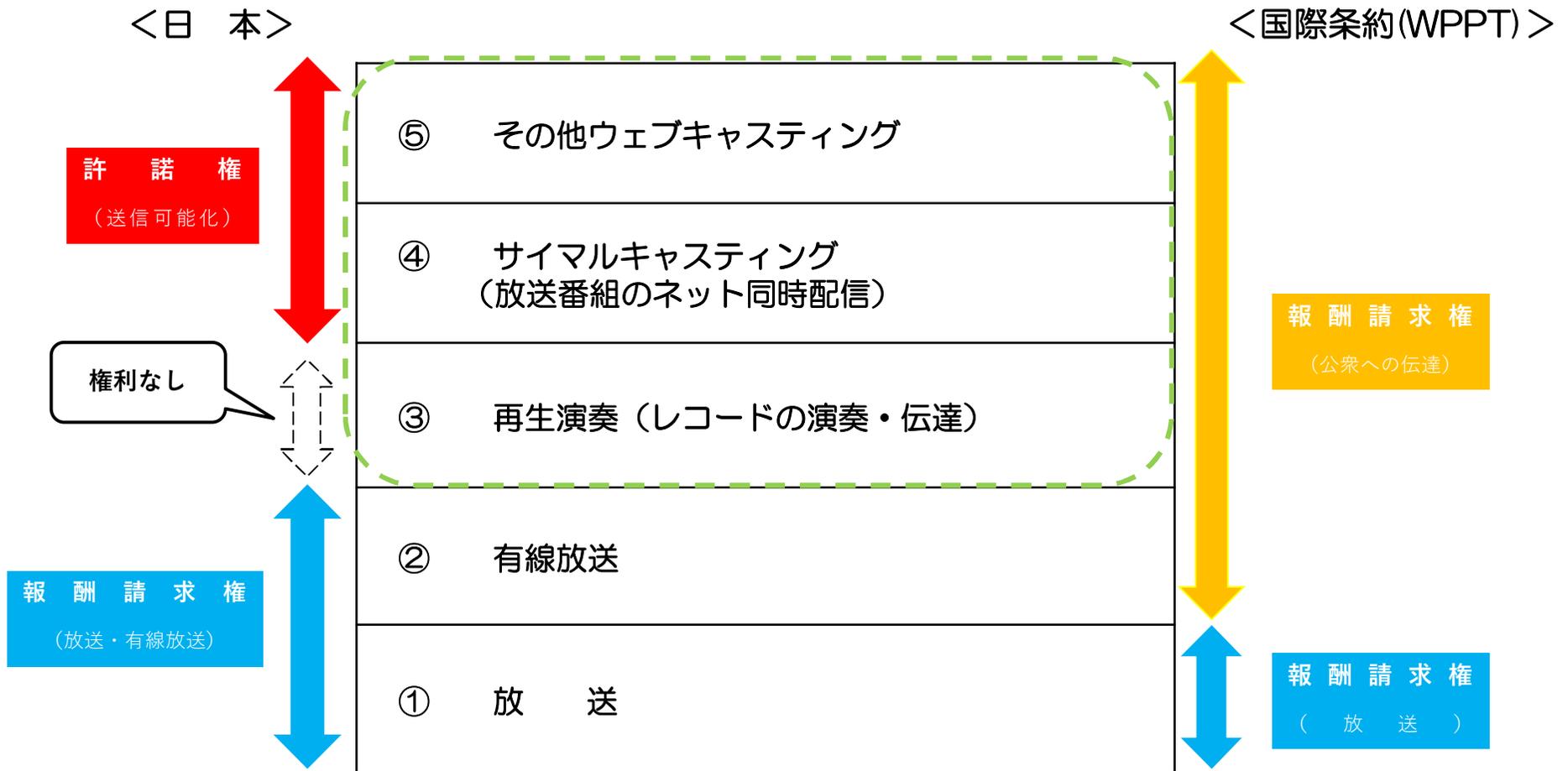
# 参考：海外の状況（ウェブキャストイング）

		韓国	フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ
法制度	実演家	報酬請求権	許諾権 →報酬請求権※1	報酬請求権	報酬請求権 (レコード製作者に 対する分配請求権)	許諾権 (強制許諾)
	レコード 製作者	報酬請求権	許諾権 →報酬請求権※1	報酬請求権 (実演家に対する 分配請求権)	許諾権	
	集中管理制度	指定団体による行使	管理団体による行使	実演家の報酬請求権は管理 団体にのみ譲渡可	実演家の報酬請求権は管理 団体にのみ譲渡可	強制許諾は、 指定団体が実施
集中管理の 実務	管理団体	FKMP	SPRE	GVL	PPL	SoundExchange
	構成	実演家	実演家とレコード製作者の各団 体に分配	実演家と レコード製作者	実演家と レコード製作者	実演家と レコード製作者
	実演家とレコード製作者 との配分比率	50 : 50	50 : 50	50 : 50	50 : 50	50 : 50
備考			※1 2016年改正による。			※強制許諾制度は、集 中管理団体に対して既 定の使用料を支払うこ とで、レコード個社か ら許諾を得ることなく、 一定の条件下でウェブ キャストイング等を行 うことができるもの。

⇒ いずれの国も、集中管理によるワンストップでの権利処理を可能とし、実演家が衡平な対価を獲得できる制度を有している。

⇒ 特に、権利行使の実効性を担保しつつ、ワンストップでの権利処理を実現する制度として米国の強制許諾制度は注目に値する。<sup>6</sup>

# 参考：国際条約との比較



日本は公衆への伝達に関する権利の在り方がアンバランスである。レコードの公衆への伝達に係る権利を全体的に見直すことで、バランスの取れた議論が可能になるのではないか。